

第19回自治体国際交流表彰（総務大臣賞 2025年）について【補足】

1 表彰対象事業の例

経済分野、教育分野、文化・スポーツ分野など幅広い分野の取組を対象としています。

（1）経済交流

物産展・見本市等の開催、専門家・研修生の派遣・受入、農林水産業・工業・商業・サービス業関係団体の派遣・受入等を行うことによって、双方の団体の経済の活性化に貢献しているもの

（2）教育交流

自治体活動内における小学生・中学生・高校生・大学生や教員の交流、市民イベント等における作品等の相互交換・展示などを行うことによって、国際理解や国際的な人材の育成に貢献しているもの

（3）文化・スポーツ交流

音楽・芸能・芸術家・文化団体等の派遣・受入、芸術作品の相互交換・展示、文化的施設・物品等の寄贈・受入、文化関係イベント等の開催、スポーツ大会の開催、スポーツ選手又はチームの派遣・受入等を行うことによって、文化の発展やスポーツの強化・促進に貢献しているもの

（4）国際協力

人権尊重、平和構築、環境保全など地球規模の課題解決のために、海外の自治体や団体と連携して取り組んでいる活動

（5）多文化共生交流

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築き、地域社会の構成員として共に生きていくための活動等を行うことによって、国際理解や地域の国際化・活性化に貢献しているもの、多文化共生の取組により海外の自治体との交流活動に発展したもの（例：多文化共生先進都市同士の多文化を切り口とした交流、地域の外国人住民との地域交流がきっかけとなった都市間交流等）

（6）災害復興に係る交流

災害等を契機に、海外自治体からの支援等を通じて、地域コミュニティ再生や経済振興、教育活動に貢献するなど、海外自治体との交流が災害復興に寄与しているもの

（7）その他交流

相互の連携によって成果が上がっているもの、他の地域では見られない特色ある交流が展開され、地域の国際化・活性化に貢献しているもの等

2 その他

- (1) 審査の過程で、応募団体を対象に、応募書類の内容についての追加調査（文書またはオンライン）を依頼させていただく場合がございますので御留意ください。依頼時期は令和7年1月下旬～2月上旬を予定しています。
- (2) 表彰団体決定後、表彰式を開催いたします（総務大臣・審査委員等関係者列席予定）。
- (3) 受賞された団体の取組については、当協会の機関誌「自治体国際化フォーラム」及びホームページ（英語版含む）等でPRさせていただく予定です。

★応募書の記載例や過去受賞団体等については、当協会HPに掲載しています。

トップ > 自治体間交流 > 自治体国際交流に係る施策の支援 > 自治体国際交流表彰（総務大臣賞）

<http://www.clair.or.jp/j/exchange/shien/hyoushou.html>

ご不明な点は、お気軽に担当までご連絡ください。

【担当】 交流親善課 坂倉、白水

電話：03-5213-1723 E-mail: shimai@clair.or.jp